

今年7月から
水道料金・下水道使用料
を改定します

水道料金は平均で14.90%の値上げ、下水道使用料は料金体系を見直します。

当初、今年4月に改定する予定でしたが、意見提出手続での意見などを踏まえ、コロナ禍における皆様の負担を少しでも軽減するため、改定時期を3か月遅らせることとしました。

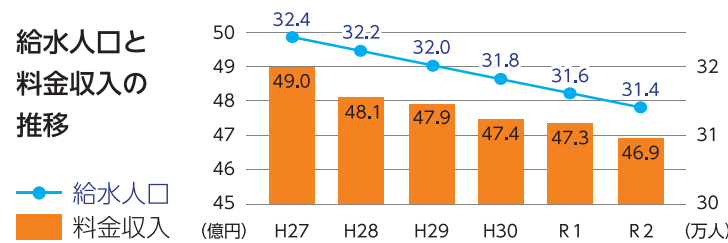


どうして水道料金を改定するの？～料金改定の背景

人口減少などによる収益の減少

水道の料金収入は、人口減少や節水機器の普及等により年々減少しています。平成27年度に約49億円あった収入は、令和2年度には約46億9千万円と、5年間で約2億円の減収となっています。

給水人口と
料金収入の
推移



老朽化した管や施設の更新

水道管の老朽化により漏水等の事故が起きると、断水や道路の陥没などが発生し、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしてしまいます。

また、水道管や浄水場などの水道施設は、昭和40～50年代に整備したものが多く、今後も耐用年数を経過する水道施設が増えていくことから、適切に改修・更新していく必要があります。

老朽管（耐用年数を経過した水道管）の延長（長さ）

令和2年度
459km（市内の水道管総延長2,273kmの約20%）
※今後、老朽管の増加が見込まれます。

更新する水道管の長さを増やしていきます

- 平成28年度～令和元年度 →年平均16km（総延長の約0.7%）を更新
 - 令和2年度～4年度 →総延長の1%を目標に段階的に更新延長を増加
 - 令和5年度～ →年22km（総延長の約1%）を更新予定
- ※水道管の更新費用として、1km当たり約9,500万円がかかる見込みです。



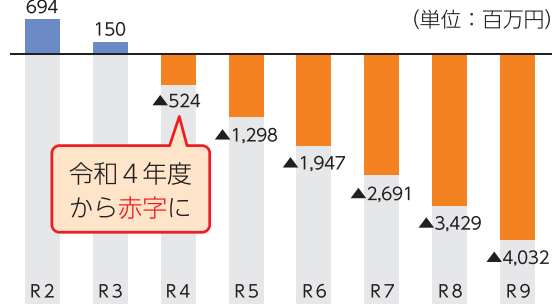
安全・安心な水道水を安定して供給するために

昭和56年度に最大345人いた職員を令和2年度には170人とピーク時の半数以下にするなど、職員数の削減等による経費削減に努めてきました。しかし、料金収入は減少する一方で、老朽化した水道管の更新費用が増加するなど、今のままでは令和4年度には事業を運営する資金が不足し、必要な事業が実施できなくなるおそれが出てきました。

水道管等の施設の更新や維持管理に必要な最低限の資金を確保し、これからも安全・安心な水道水を供給するために、水道料金を改定します。皆様のご理解をお願いします。



年度末資金残高の推移



令和4年度
から赤字に

※令和2年3月に策定した「水道事業・下水道事業中期財政計画」での推計。

水道料金改定の主な内容

平均改定率14.90%

水道管や施設の計画的な改修・更新などに最低限必要な資金を確保するため、平均で14.90%の値上げとなります。

メーターの口径別の基本料金

各家庭や事業所に設置している水道メーターは、一度に使う水量に応じて口径の大きさが異なり、費用にも差があるため、口径に応じた基本料金としました。
※一般的なご家庭の口径は13～25mmです。



基本水量制の廃止

単身世帯の増加などにより1世帯当たりの使用水量が減少しているため、1か月当たり8㎡までの使用量を定額とする基本水量制を廃止し、使用水量に応じた料金体系としました。

家事用以外の従量料金改定率の緩和

家事用以外で使用している場合、使用水量が増えるごとに1㎡当たりの従量料金単価が高くなります。今回の改定では、家事用との負担の公平を図るため、21㎡以上の従量料金の改定率を平均改定率以下に抑えました。

下水道使用料改定の内容

下水道使用料は値上げのための見直しをしますが、水道料金の見直しと併せて基本水量制を廃止しました。

現行と改定後の料金表の比較 (1か月分・税抜き)

水道料金表 (現行)				水道料金表 (改定後)			
用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)	口径 (mm)	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)
家事用	(8㎡まで定額) 1,020円	家事用	1～8㎡ -	13～50	860円	家事用	1～8㎡ 41円
			9㎡～ 143円	75～100	1,320円	家事用	9㎡～ 166円
家事用以外	(8㎡まで定額) 1,020円	家事用以外	1～8㎡ -	150	2,700円	家事用以外・臨時用	1～8㎡ 41円
			9～20㎡ 143円	200	3,270円		9～20㎡ 166円
			21～50㎡ 179円	250	6,340円		21～50㎡ 204円
			51～200㎡ 215円	臨時用	口径別基本料 金に4,000円 を加算		51～200㎡ 245円
201㎡～ 226円	201㎡～ 257円						
臨時用	(10㎡まで定額) 6,300円	臨時用	1～10㎡ -				
			11㎡～ 630円				

下水道使用料表 (現行)				下水道使用料表 (改定後)			
用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)	用途	基本料金	用途	従量料金 (1㎡あたりの料金)
家事用	(8㎡まで定額) 1,096円	家事用	1～8㎡ -	家事用	1,026円	家事用	1～8㎡ 10円
			9㎡～ 156円			家事用	9㎡～ 156円
家事用以外	(8㎡まで定額) 1,096円	家事用以外	1～8㎡ -	家事用以外	1,026円	1～8㎡ 10円	
			9～20㎡ 156円			9～20㎡ 156円	
			21～50㎡ 183円			21～50㎡ 183円	
			51～200㎡ 251円			51～200㎡ 251円	
			201㎡～ 275円			201㎡～ 275円	

※減免制度の適用を受けている場合でも、料金改定相当分は値上げとなります。

いつから新料金に変わるの？

水道メーターの検針は2か月ごとに行っています。検針日が「奇数月」の地区は「令和4年9月検針分」から「偶数月」の地区は「令和4年10月検針分」から新料金が適用されます。ただし、転居などにより、令和4年7/1以降に使用を開始する場合は、初回検針時から新料金が適用されます。

検針月 (令和4年)	6月	7月	8月	9月	10月
奇数月に検針を行っている地区	旧料金	●	●	●	●
偶数月に検針を行っている地区	●	●	●	●	●

改定日・令和4年7/1

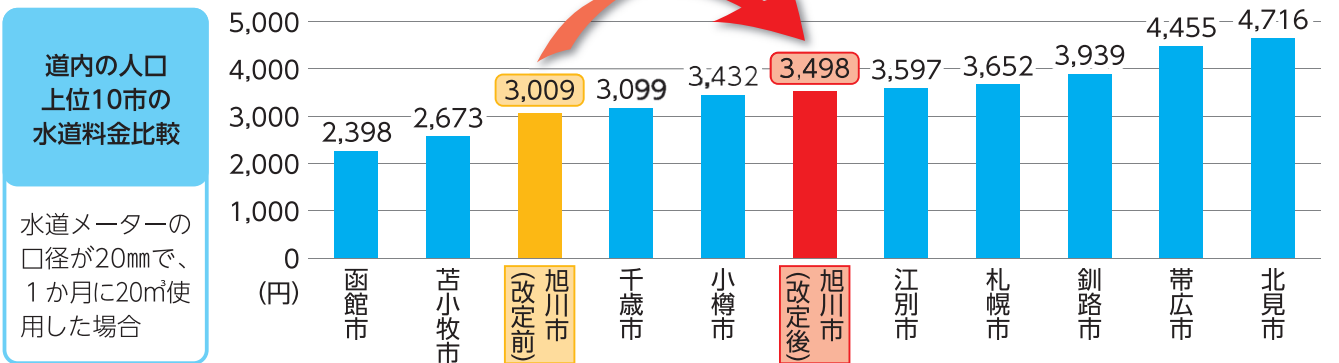
どれくらい変わるの？～改定後の影響額 (1か月分・税込み)

世帯タイプ	使用状況	項目	現行	改定後	差額
2人世帯の場合	家事用・口径20mm 1か月で12㎡使用	水道料金	1,751円	2,037円	+286円
		下水道使用料	1,892円	1,903円	+11円
		合計	3,643円	3,940円	+297円
4人世帯の場合	家事用・口径20mm 1か月で20㎡使用	水道料金	3,009円	3,498円	+489円
		下水道使用料	3,264円	3,275円	+11円
		合計	6,273円	6,773円	+500円
飲食店の場合	家事用以外・口径20mm 1か月で200㎡使用	水道料金	44,391円	50,655円	+6,264円
		下水道使用料	50,718円	50,729円	+11円
		合計	95,109円	101,384円	+6,275円

※使用水量は目安です。世帯人数や業種が同じでも、使用状況により水量は異なります。

水道料金は他の都市と比べて高いの？ (1か月分・税込み)

道内の人口上位10市の中で、現在は安い順から3番目ですが、改定後は5番目となります。(旭川市は改定前と改定後、他は今年1/1現在)



料金改定までの経過

意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

水道料金・下水道使用料の改定案に対し、意見等を募集しました。
期間 令和3年6/25～7/30
提出者数 136件 意見数 150件

実施結果は水道局でご覧いただけます



市民説明会の実施

改定案の内容等を理解していただくため、意見提出手続と併せ、市内16か所で説明会を開催しました。
期間 令和3年6/28～7/16
参加人数 128人



上下水道事業審議会での審議

令和3年2月に「水道料金・下水道使用料の見直し」について諮問を行い、計6回の審議を経て同年10/13に、水道管や施設の計画的な改修・更新などに最低限必要な資金を確保するため、水道料金の改定はやむを得ない旨の答申をいただきました。

審議の状況は水道局でご覧いただけます



市議会での議決

意見提出手続での意見や審議会での答申などを踏まえて、関係条例の改正を令和3年第4回定例会に提案し、可決されました。